

提言 国づくりの根幹としての教育を考える ~ 教育の基本の見直しと自由化を~ 要約版

1. 基本認識

日本の資源は「人」である。極東に位置し、土地が狭く、地下資源に恵まれない日本が生きていくためには、自他相愛の精神に立って国際社会と協調し、世界に不可欠な存在として、日本の国の価値を認められることが肝要である。

我国では、機会の平等に止まらず、結果の平等を重視する弊害が出ており、能力ある者、努力した者が必ずしも報われない社会になっている。物質的に豊かになったものの、画一的な諸制度や諸規制の増加により、社会全体が消極的となり活力を失いつつある。

昨今、青少年犯罪が増加し、社会的地位の高い人たちが数々の不祥事を引き起こしており、倫理観の欠如や公共心の希薄さ、つまり「私と公」、「個と全体」のバランス意識の欠如を示している。

今まさに、知的情報化社会、グローバルイゼーション、メガコンペティション、少子高齢化と雇用の多様化、官から民、中央から地域へ等、未曾有の社会変革が起こりつつあり、新時代の国づくりと指導者が求められている。

かかる現状下、新たな時代認識を踏まえた上で、明確な国家像、日本人像に基づく国家戦略としての教育が必要である。内閣総理大臣は、教育の重要性を深く認識し、国づくりの根幹として教育を位置付けるべきである。

2. 日本のあり方

§ 目指すべき国家像

国際社会から信頼される、活力ある自由競争社会

宗教観や価値観の多様性を尊重しつつ、和の精神に基づく行動様式を持つ国
機会の平等と自己責任を原則とした自由競争社会
経済的繁栄を継続し、科学技術と環境重視で世界文明の進歩をリードする国
途上国経験を有する先進国、東西文明の結節点という立場で世界平和と貧困撲滅に貢献する国

§ 国家を支える日本人像

日本の心をもちグローバルに活躍する日本人

徳と公共心を身につけ、歴史・伝統・文化・自然を尊重し、国に誇りと愛を抱く日本人
一人ひとりが自立した個人として、その個性と能力を活かし、さまざまな分野で活躍する多彩な日本人
豊かな創造性・構想力・実行力を備えたリーダーとして、グローバルな視野から国家戦略を体現できる日本人・世界の発展に貢献できる日本人

3. 教育の現状 (参考:日本の教育の変遷、他国の現状)

戦後教育は、教育の民主化、均質な労働力の供給という点で一定の役割を果たしたが、従来教育への反省から、伝統の継承よりも、歴史の糾弾と個人の権利尊重に過度に重きがおかれた。

その結果、愛国心・国民としての誇り・公共心を欠いた日本人の増加をもたらした。また、徳を通じて形成される価値観が未成熟なため、意志的な選択能力が弱く、自立心・向上心を欠いたモラトリアム人間も増加している。

物質的に豊かな時代、少子化時代とも相俟って、学ぶ意欲・忍耐力・学力が低下している。戦後世代が親となるに至って、家庭・地域の教育力も弱まり、教育現場では、いじめ・不登校・中途退学・学級崩壊が問題となっている。

学校設置者の限定、学区制による通学校の制限、学校設置基準による私学設立などの規制、担任教師選任権の欠如、戦前と異なる単線式の学制などにより、学校や教師には競争が無く、国民には学校や教師の選択肢が十分に無い。必定、授業内容は最大公約数的なものとなり、多様な能力・個性の伸長が図られずに終わっている。また、過剰な「結果の平等」主義教育も見られる。

長い間、暗記型知識を問う教育が続いたため、先見性に基づいた課題設定力・普遍的な説明能力・創造性などを体現する、時代に適った人材が不足している。いわゆる受験戦争を勝ち抜いた秀才が閉鎖的な出世コースを歩むのみで、国家としての全体最適に目を向け、責任と義務を強く自覚した、志の高いリーダーが輩出しない。

4. 提言

提言 1 道徳教育の強化充実を ~ 家庭と学校の連携で

教育基本法第一条において、教育の目的として、「日本を愛し、日本の歴史・伝統・文化・自然を尊重し、徳と公共心を持ち情操豊かな国民を育成すること」を付加する。

教育基本法に、「道徳教育」という一つの条項を設け、道徳教育の重要性を謳うと共に、特に家庭における保護者による道徳教育遂行の責任を明確化する。

内閣総理大臣は、「道徳教育刷新臨時会議(仮称)」を設置し、道徳教育のあるべき姿を諮問する。(内閣府設置法)

国及び地方公共団体は、各学校(幼稚園を含む)並びに関連団体と連携しつつ、「家庭教育協議会(仮称)」を設置し、未就学児を含む全児童・生徒の保護者に対する家庭教育振興に向けた啓発活動を推進する。(社会教育法)

提言 2 :自由化で多様な教育を ~ 社会に選ばれる学校が存続

教育関連の諸規制を可能な限り廃止し、学校の存廃は自由競争に委ねる。

(1)学校の設立主体と設立行為、学部・学科などの新設・改廃の自由化 (2)学校設置基準の廃止 (3)学制の多様化 (4)公立校の学区の全市・全県一区制化 (5)教育委員会の廃止を含む見直し(教育基本法、学校教育法、私立学校法、学校教育法施行令、社会教育法、地方教育行政法)

教師については、免許制度の弾力的運用推進、普通免許有効期間の有限化、教師評価制度の構築を通じ、競争原理の導入を図る。(教育職員免許法)

教育を受ける者には、学校・教科・教師の選択権を認め、その結果は自己責任とする。

私立・公立学校に対する寄付金は、全額、所得からの控除を可能とすることを前提として私学補助金制度を見直す。(所得税法)

国、地方自治体は、各学校が自由にその強み、特徴を活かしつつ、広く地域の住民の人生の各時期における様々な学習ニーズに応えうる多様な生涯学習の課程を提供出来るよう、環境の整備に努める。

提言 3 :国際社会に通用するリーダーの育成を

教育基本法に、「リーダー教育」という一つの条項を設け、その重要性を謳うと共に、高い「志」並びに日本と世界の歴史・伝統・文化に対する見識を培うことを求める。

留学、国際機関への出向並びに「政産官学」間、省庁間の人材交流を活発化させるなど、異文化・異分野経験による広い視野を持った人材の輩出に努める。

企業は、知識・教養のみならず、リーダーシップ・チャレンジ精神・創造性・倫理観等、求める人材像をより強く、明確に打ち出すとともに、日本の歴史・伝統に関する良き説明者たり得るよう、特に海外事業場への出向責任者に対する教育に努める。

上記提言 1~ 3の内容を含んだ教育基本法の抜本的見直しを!